

平成27年度 第1回歯科口腔保健審議会 議事概要

- ◎ 日時 平成27年8月27日(木) 10時00分から11時30分
- ◎ 場所 さいたま市役所 議会棟 第6委員会室
- ◎ 出席者
 - (委員) 渡辺委員(会長)、桑原委員(職務代理)、角田委員、武石委員、小林委員、大久保委員、安井委員、船戸委員、野崎委員、木村委員、渋谷委員
 - (職員) 服部保健部長、志村福祉部長、吉川福祉部次長、小林地域保健支援課長、加藤大宮区保健センター所長、今野健康増進課長他
 - (傍聴人) なし
- ◎ 欠席者
 - (委員) 栗原委員、峯委員、萱場委員、西田委員
- ◎ 会議資料
 - (事前配布)
 - ・次第
 - ・さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例
 - ・さいたま市歯科口腔保健審議会規則
 - ・資料1 さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況
 - ・資料2 数値目標の推移
 - ・資料3 災害時の歯科保健医療体制について
 - (当日配布)
 - ・座席表
 - ・歯科口腔保健審議会委員名簿
 - ・平成27年度第1回歯科口腔保健審議会関係課名簿
 - ・参考資料 平成26年度さいたま市の歯科口腔保健の実施状況(関係団体)
 - ・さいたま市歯科口腔保健推進計画(概要版)
- 1 開会
 - ・服部保健部長より挨拶
 - ・委員紹介、関係課紹介
 - ・配布資料確認
 - ・事務局より

会議録については、会長一任により承認いただき公開することよろしいか。

【委員】異議なし

- ・会長の選出
委員互選により渡辺委員が会長就任
- ・会長挨拶
渡辺会長の指名により、桑原委員が職務代理に就任

2 議 事

(1) さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

- ・資料1 さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況
- ・資料2 数値目標の推移
 - 事務局から資料1、資料2に基づき説明

- ・さいたま市歯科口腔保健推進計画について
- ・さいたま市歯科口腔保健推進計画概要版
 - 事務局からさいたま市歯科口腔保健推進計画概要版に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました皆様の所属団体における取組の照会について、また、計画の指標である歯科検診を行っている事業所数の集計方法について、委員の皆様、いかがでしょうか？
各団体の取組について照会したいという提案についてご意見はございますか？

桑原委員：事業所検診はなかなか歯科医師会ではわからない状況です。何かいい方法があれば。

角田委員：事業所検診におきましては、与野歯科医師会において、一時期、商工会議所とタイアップしまして、中央区内にある事業所等を対象にやらせていただきましたが、年齢的に働き盛りで、事業所検診等を受ける時間がないということで、数件あったのですが、現在のところ立ち消えになっている状況で。もう少し周知が必要かなとは考えております。

渡辺会長：なかなか歯科医師会では、事業所検診はさいたま市の3つの歯科医師会では無理というか、やっていないという状況です。埼玉県歯科医師会では、3、4の企業、ホンダ等がやっていますけれども、どうなのでしょう。年間に数名程度ではないでしょうか。現状はそのようなところですね。与野の歯科医師会で行っている事業者検診は立ち消えではないのですね。

角田委員：立ち消えです。

渡辺会長：他に、どうぞ。

大久保委員：埼玉県歯科衛生会ですが、独自の啓発事業を持っております。この場をお借りしまして、ご紹介させていただきます。がん患者様の支援としまして、リレフォーライフという事業に参加しております。これは大崎の公園で今年は、9月の12、13日に行われます。毎年行われていまして、歯科衛生士会も昨年度は学術大会がありまして、参加できなかったのですが、主体事業として協力参加しております。また、県民の方への啓発事業ですが、10月25日に県民フォーラムと称しまして、事業を展開していこうと思います。今回は明海大学の先生のお力をお借りしまして、がんに対する啓発講演会ということで、県民の皆さまに来ていただけたらと思ひまして、各施設団体様にはこれからご紹介をするところまできております。

渡辺会長：他にご意見ございますでしょうか。

船戸委員：先ほどの成人の歯科検診を行っている事業所数ですが、事業主が主体で事業所の健康診断のように行っていくものなのか、それとも事業主がそれぞれ従業員に対して、かかりつけ歯科医にいきなさい、と自分のところでやらないけれども推奨している。あるいは、勤務の扱いも考慮してあげるというようなことも含めてなのか、一番大事な時だと思うのですよね。各ステージ大事なのですけれども、せつかく子どもの時、あるいは学齢期、学校が関与する時期を終えた後の自己管理をしなければならぬ時のケアをどうするかと思うのです。それが8020につながっていくと考えると。なかなか歯医者さんにいけない人達は、私たち障害の関係や、高齢者についても、なんらかの資源が動くことができると思うのです。十分ではないにしても、目標を設定すれば、なんだかんだとフォローしていくことができる。調査も一定のセクションで調査をすることができる。しかしながら一般の働き盛りの世代の人達をどうやってケアするかとなると、個々の意識が高くないとなかなかかかりつけ歯科医を持たない、あるいは、啓発事業があってもそこに行って意識が高まるということはなかなかないのですけれども、どんなことができるのか、必要性はすごく感じます。具体的にさいたま市内でどんなことができるのか、イメージがなかなか出来なくて。特にそういうところに携わっている方にすると、どんなものが考えられるのでしょうか。なかなか成人の方達の口の中をきちんと保っていくのは難しいと思ひますが、難しいから出来ないのではなくて、どこからか始めていくことが出来ればこれが積み重ねですので、これが市内の大きな事業所をモデル事業所として、そこで何かを仕掛けるとかあるいは、従業員何人以上のところ調査をかけるとか、何かできるものがあればと思うのですが、いかがでしょう。

渡辺会長：どうですか。歯科医師会の先生方

角田委員：われわれ与野歯科医師会では、事業所を何件かモデル地区を作ろうというこ

とで、やらせていただいたのですが、事業主が主体です。事業主のご意向によって、やっていただくと。内容としては、歯周病の検診からむし歯の検診が主です。実は大きい事業所になると我々歯科医師会とともに個人の大きい検診の団体もあるのです。そういうところが入っているケースもあるので、その辺との兼ね合いもあったのですが、何軒かお声掛けをしたり、商工会議所の方から出張していただいて、ということだったのですが、医科の場合は義務であります、歯科の場合は義務にはなっておりませんので、たとえば、昼間の時間を取って、我々が出向して、その会社の体育館であり、公的などころなど、いろいろ使ったのですけれども、受診率が増えなかったというのが現状です。我々の努力がちょっと足りなかったのかもしれませんが、なかなか処置ができなかったというのが現状の状態だと思っております。

桑原委員：歯科と医科を考えたときに、私は、年間1回は、必ず浦和の医師会の人間ドッグに行きます。ああいうところに行きますと企業や会社の方達が検診というドッグを受けていますよね。医師会さんに聞きますと実は簡単ではなくて、競合がいっぱいあって、検診者獲得のためにいろいろな活動をしているというお話を聞きますと、角田先生のお話を歯科の方で受けますとたとえば、歯科の方でも検診センターのような施設があって、そこに市も協力していただいて、企業に案内を出して、そこに集まってやるような形が今後、企業の検診、医師会と同じような形が一つのイメージなのかなとそれが企業検診の一つのあり方のような気がするのですけれども。

渡辺会長：具体的に案がありますか。

桑原委員：今、市の方に話がきているかもしれませんが、たびたび口腔保健センターを立ち上げたいということで、3歯科医師会、さいたま市歯科医師会、医師会の協力を仰いで、今お話をしていますので、そういう箱物ができましたら、すべて、そこが叶えてくれるのかなという気がいたします。

渡辺会長：障害者施設ということではなくて、歯科の拠点として、どこか造っていただいてそこでやっていくと。ということですかね。

桑原委員：一つの考えです。

渡辺会長：今努力をして、そのようになるように頑張っているところです。

武石委員：事業所検診の数値目標を考えるということだと、実態がわかっていないので、事業所にアンケート調査をするというのが、手っ取り早いと思うのですが、事業所自体のリストを持っているのが、おそらく労働基準監督署ということになると思うのですよね。そうしますと、監督署の方で協力が得られれば、地域職域ということで、どれぐらい各事業所がやっているのかわかるかもしれません。そのあたりをどうやってクリアしていくか、このごろ個人情報報がうるさいので、なかなかアンケートが取りにくい現状ではあります。産

業保健ではないので。そのあたりをどうクリアしていくのかなと思います。

渡辺会長：他にご意見ありますでしょうか

大久保委員：今年、珍しいケースですが、産業歯科保健のところでも水面下の話ではありませんが、これは大きく歯科医師会さんの事業に展開していくことだと思いますのでご紹介します。埼玉県内の一つの中小企業で、検診を行ったところ、検診のデータ結果が成人の生活習慣病と大きく関わっているという数値データが上がってきたということで、そこに関わっている栄養士や看護師が検討した結果、これは歯科、口の中を見る必要があるのではないかとということでお話しがきました。この事業所の中では、検診の中に歯科検診を導入するというレベルには達していなくて、今後の検討課題ということですが、まず最初に何が出来るかということで、口の中の状況がどうなっているのか、どのようなケアの仕方で改善できるかということに注目されたようです。歯科医師会に話があり、口腔の清掃方法、それから、職員が持っている口の中の心配事を相談に乗っていただき、歯ブラシとか口腔ケア法をどのように改善したら、来年度の検診の数値目標に繋がって行って少し良くなるのかということで、衛生士会の方に口腔ケアだけでということでお話しがきたのですね。これは、初めてのことだったので、データ等を衛生士会に持ってゆき、今越谷の各支部にお願いをしているのですが、それを見ていきながら、歯科医師会の事業につなげていけたらいいなということでご紹介したのですけれど。事業所も検診のデータで、成人病を見つけていて、それを後々結び付けていくと考えている栄養士、看護師がいらっしゃるのです、そういったところの周知を市が事業所単位でしていただけると結びつきが濃くなっていくのではないかと思います。紹介しました。

渡辺会長：ありがとうございます。事業所数の集計をどのようにしたらよいのかということをおっしゃったように労働基準監督署、この前の会議で出ていましたね。労働基準監督署。

事務局：労働基準監督署にもご相談をさせていただいておりますが、公表できる数というのが、この事業所数の下にある指標も含めてなのですけれども、むずかしいというご回答をいただいております、今ご相談をさせていただいている最中でございます。

渡辺会長：もし可能ならば、集計をしていただく、事務局のほうで。

事務局：今後、引き続き、労働基準監督署にご相談をさせていただきたいと思っております。

安井委員：先ほど桑原先生が言われたようなセンター方式も一つの方法論だと思います。ライオンさんとか日本口腔保健協会等、民間団体も入っているところもかなり多いので、実態をまず調べてみるというお話であれば、武石先生がおっしゃったように、従業員個々の話ではなくて、事業体をして歯科検診をやって

いるかいけないかという Yes、No だけ調べていただいて、どのくらい民間の方が企業の方に入ってやっているのか、それも一つの方法論であるので、いくつかの方法を足し合わせていかないとなかなか企業の数があがるというのが難しいと思いますので、ここは、もう公的拘束力はないわけですから、そのように足し合わせていって先ほど桑原先生がおっしゃったように口腔保健センターが出来たとしたら、そこに検診に来てもらうようなルートもあるし、民間のルートもあるし、個々の歯科医師会のルートもあるしというようなことで、足し合わせて何パーセントというような話になれば目標もできると思うのですが、今のような状況では、目標を作ることが、難しい状況でありますので、まずは、そういうアンケート調査でベースデータを取っていくのが大事かなと思います。

渡辺会長：では、事務局の方でそれを進めてください。

事務局：どのような方法で調査ができるかも含めまして労働基準監督署の方とご相談させていただきたいと思います。

渡辺会長：では、次に議事2の災害時における歯科口腔保健について、事務局から説明をお願いします。

(2) 災害時における歯科口腔保健について

- ・資料3 災害時における歯科口腔保健について
- ・さいたま市歯科口腔保健推進計画概要版

○事務局から資料3、概要版に基づき説明

渡辺会長：ただ今事務局から災害時の対応について、医科の先生を交えての研修会を設けてはどうか、という提案がありましたが、いかがでしょうか？

よろしいですか。開催していただいても。

何か他にご意見がありますでしょうか。

木村委員：災害があった時に口の健康を守るということは、過去においても多くの方がわからなかったと思うのですが、どうやったらいいのかということで、このマニュアルを見てみますと入れ歯洗浄剤が書いてありますが、多分避難所では、入れ歯洗浄剤を使いますと水を多く使ってしまうので、使えない状況になるのではないかと思います。水があれば、入れ歯洗浄剤を使って、後は、きれいに洗い流すということが出来るのですけれども、それがもしかしたら出来ないのではないかなと。だから入れ歯洗浄剤を使わない方法で入れ歯も洗わなくてはいけないし、洗うためには、このマニュアルの中にもありますが、タオルやハンカチで拭くとかティッシュペーパーで拭くとか、そういう

ものがあればですが。そういうことになってくるかなと。それからうがいをするときの水も、もしかしたら吐出すのではなく、うがいをした水を水分補給のために飲んでしまってもらうということも一つの災害時の知恵になってくると思うのです。そのうがいの水を飲んでもいいのですよ、ということをお齒科のブラッシング指導の時にでも話しておくことも必要ではないかと思いました。障害を持っている方等は、多分うがいが出来ない方も多く、ちょっとした水を含むこともできない可能性も大きくなると思うのです。口腔ケアティッシュがすぐどっとくればいいのですけれども、そういうことも問題かと。災害の時には考えないと。口腔ケアティッシュは、だいぶ普及されてきているのですが、口腔ケアティッシュは障害を持たれている方だけではなく、健康な私たちが使ってもすごくいい物なので、常備してあるという生活環境を作っておくことがこれから必要ではないかなと。身近にあれば、それがすぐ使えるものになるので、なければ使い方がわからないということになると思うのですね。障害を持っている人も持っていない人も口をきれいにするための道具として、こういうものがありますと。また、うがいをした後の水を飲んでしまっても大丈夫ですよ。多くの方がうがいの水を飲むのがいやだというイメージがあると思うのですが、きちっとお腹の中に入ってしまうと、胃酸で消毒されるのではないかと。そのように思いました。

渋谷委員：今木村委員のお話を聞いていて身近の問題ですので、まずは、常に入れ歯なり、常備薬を手元に置いておく習慣というのを自分も飲んでる薬がございまして手元に置いておりますけれども。まずは、それをよく知っていただく。きっと乳幼児をお持ちのお母さま方は母乳ならばまだよろしいですけれども、哺乳瓶を使って、人工乳のお母さま方は私も経験がございましてけれども、枕元に計量したケースとポットにお湯を入れて何事もないように祈りながら子供の成長が達するまで、常備した経験があります。それと同様に枕元に常に飲んでる薬とそれから義歯をきれいにして枕元に置いていただき、スリッパを置くとか眼鏡を置くとか同様に義歯も日ごろから意識をしていただくのがとても大事なことと思います。避難所では、たとえば靴ですとか、ざっとした眼鏡でしたら、このくらいの度数とか、23.5の方はいかがですかというようなことで、とりあえずは間に合うかもしれませんが、義歯ばかりはこれはすべておあつらえですので、手元にないと機能が果たせませんので、身近に置いて置く習慣をつけていただくというのが非常に大事な意識付けではないかと思いました。

渡辺会長：野崎委員は？

野崎委員：たくさん資料ありがとうございます。こういった口腔ケアマニュアル等も介護事業所の方々、どのくらい知っているのかと聞いていたのですけれども。

このへんの周知というのがまだ不足しているのかなと思います。3. 11の時にスーパーアリーナのところで避難の方がいらっしゃるときに実際なかったのですけれども、ヘルパーさんの派遣がもしかしたらあるかもしれないということで市の方と話をしていた時におむつ交換ですとか、弱者に対しての部分はありますけれども、なかなか口腔ケアまでは頭になかったところと、派遣された人が実際どういうケアをしなければいけないのかといったところでケアのマニュアルも必要だと思ひまして、周知されていないとあわてて行って、行ってはいいけれども十分なケアができないと。物資がないところでどのようなケアをしたらいいのかといったところももう少し周知をしたいと思ひます。今ある資料の中でもできるだけ事業所のほうに周知をしていこうと考えています。

渡辺会長：小林委員は？

小林委員：薬剤師というのは災害時にはお薬の備蓄をどうするかということですね。今言われたように3. 11の時に薬がないということで、近隣の薬局に一日約200万枚きていて、一か所では太刀打ちできないと。薬剤師会の方で、出来る場所を探して患者さんたちに。基本的には、薬剤師会は、主ではないのでサブとしていかにフォローしていくかということで、今言われたとおり、入れ歯の時に洗浄するという事なのですが、結局毎日やらなくてもいいわけですね。最低でも一週間にいっぺんやりましょう。雑菌が問題なので、誤嚥性肺炎などですね、それを防ぐためにやるほうがいいだろうということで、三日に一回でも一つの方法だし、一つの方法として、避難袋に口腔ケアティッシュを入れておくというのを啓発したほうがいいかなと。2、3日分程度用意しておけば後は流通をしていくのではないかと。

渡辺会長：他にご意見ありますでしょうか。

桑原委員：ちょっと思い出したのですけれども、3. 11の時に羽鳥会長の時だったのですが、先ほどの情報共有の件で、県の施設に避難した方、市の施設に避難した方がいたときに私たちは歯ブラシ等を送ろうとして連絡をしますと、県は、市のことがわからず、市は県のことわからずということで、非常に混乱した経験がありまして、これは改善されているのでしょうか。

事務局：そこの部分の確認は取ってはいないのですが、3. 11について、災害対策本部の所管が防災課なので、そこにそのような報告が入っていれば改善されているはずなのですが。

渡辺会長：スーパーアリーナに避難された方がいまして、スーパーアリーナは市の物なのか、県の物なのか、県の歯科医師会から休日急患の診療所を開いてほしいと要請がありまして、さいたま市の歯科医師会は県と直結していませんので、3つの群市歯科医師会に依頼がきたわけです。それがいったい県の事業なの

か我々さいたま市歯科医師会の事業なのかわからなかったところがあるので、その辺のところをおっしゃっていただいたと思うのですが、もう少し密にしていればと思うのですけれど。

桑原委員：ようするに歯ブラシ等の洗浄剤等を歯科医師会から送ろうとした時に、そこに何人いるのですかとか、そういう情報が、われわれ直轄は市ですよ。市からその施設は県の施設なのでわかりません、と言われてしまいますと、私たちはその後対応できなくて、県の歯科医師会に問い合わせたり、時間がどんどん過ぎていき、たとえばそういうことです。

大久保委員：みなさんの資料の中の埼玉県からさいたま市への連絡系統をみていただきたいのですが、埼玉県の歯科衛生士会は、今まで3. 1 1もそうだったのですが、埼玉県の歯科医師会、あるいは、さいたま市の歯科医師会から要請があり活動しているのですが、埼玉県、さいたま市単独で災害が起こった場合には、県の衛生士会としては、歯科医師会からの要請を受けた場合に、人員確保しなければならないのです。そのために感染対策とか口腔ケアの指導とか、処方については単独の勉強会を開いて、個々のメンバーへの仕事力を高めてはいるのですが、この組織図で見ると、埼玉県歯科衛生士会、あるいは、各支部に所属している衛生士会は、どこから連絡がいただけるのか、緊急の活動に関してもただ衛生士ですからと行くわけにもいかないの、何かこういった通行手形を示す指針みたいなものがないとその場所には入っていけない。3. 1 1の時のスーパーアリーナの時もそうだったのですが、どこの衛生士会から派遣しようかということが大きな問題となったのです。それまでは歯科医師会との絡みがあるので、歯科医師会の先生方から要請があり、協力し参加したのですが、やはり、大きな広域になると、県のほうからも連絡をいただかないと、スタッフを配置することができないのですよね。それは、歯科医師会さんから連絡がきて、お手伝いするというのは、暗黙の了解できているのですが、ただこういった HP にも載せたり、連絡系統の組織図がある中で、歯科衛生士会という名前を記載するところがあれば、活動しやすいのかなと、思います。会員になっている衛生士、それから会員になっていない歯科衛生士にもお伝えすることができるので、このところいかがでしょうか。

渡辺会長：連絡方法、指揮命令系統ですけれども、行政側でもご存じだと思いますけれど、埼玉県歯科医師会と埼玉県は協定書を結んでいますけれど、さいたま市とさいたま市歯科医師会は結んでないので、その辺のところも含めまして、指揮命令系統、協定書については、事務局で整理をしておいていただこうところですよ。

事務局：作業部会でも話がございましたので、その後埼玉県の関係部署と私どもの防

災関係部署等でいろいろ連絡系統につきましては、調整といいますか確認作業を進めているところで、今お示しできているところが、ここまでとなっております。ただいま頂戴したご意見をまた、関係部署と調整を計ってまいりたいと思います。

渡辺会長：他にご意見ございますか。

災害時における歯科保健医療体制につきましては、関係者が情報を共有し、お互いが顔の見える関係を築き上げてゆくことが大切なのではないのでしょうか。

今後も引き続き、歯科口腔保健についての情報の共有を行っていききたいと思います。

それでは、(3)その他について、事務局から何か説明がありますでしょうか。

○事務局から次回は、1月下旬に開催予定の説明

渡辺会長：委員の皆さん、他に何かありますか。

野崎委員：(1)に関するのですが、介護職員の口腔ケアに関する研修は非常に以前に比べて多く機会を持っていただくようになったというご意見をいただいているのですが、施設の職員につきましては、なかなか研修に出席できないという話もいただいております。できれば、出前講座のような出張研修はないのでしょうかという意見とか、後はできれば、実際に施設利用者さんにあったケアの指導とかそういったところを受けたいという話もあります。そういったシステムなどがあればお伺いしたいと思います。

渡辺会長：職員に対する研修会というのはどうでしょう。浦和歯科医師会は？

桑原委員：セミナーはやっていますが、出前講座は、私たちの人数に限りがあり、開業医の集まりなので、出来なくはありませんが、今の段階では、セミナーの開催にいらしていただくとか、後は障害者施設であるとかいろんな施設で長年検診、指導に行った時に職員の方との会話でお伝えしております。すべてではありませんが。職員の方もお忙しくて私達とともにミーティングを30分とか1時間とはなかなか出来ないという現実なので、完全にやれているかと言われれば何ともいえないのですが、目的とするならば、本来できるならば私たちの代わりに職員の方がなっただけであれば。ご希望があって、熱心だというのはわかっております。

渡辺会長：与野の歯科医師会では、年に2回ほど介護福祉士等と衛生士さん等を交えて摂食嚥下の研修を行っております。案内はお出ししていると思うのですが。

角田委員：案内をお出ししているところをもう少し広げて今後お出しするようにいたします。

渡辺会長：他に何か質問等ございますでしょうか。

それでは、本日の議事すべては終了となりました。委員のみなさま最後に何かございますでしょうか。

私の方から、少し。先ほど桑原委員から話があったと思うのですが、やはり、歯科の視点、障害者施設、それから夜間診療、休日急患も含めたさいたま市の歯科の拠点づくりをしていきたいと、我々考えているわけですが、行政の方々のお知恵とお力が非常に必要になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上を持ちまして、終了とさせていただきます。

事務局：渡辺会長ありがとうございました。

本日はこれにて終了となります。委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。また次回、よろしくお願ひいたします。また、議事の中でお諮りいたしました26年度の団体様の取組等、今後進行管理をさせていただきますので照会させていただきますと存じますのでよろしくお願ひいたします。

以 上